

公表（開示）のあり方について

1 公表（開示）に当たっての基本的考え方

ゆりかごの利用状況に関しては、多くの人々による社会的検証の必要があることから、可能な限り公表（開示）することが望ましい。

2 公表（開示）の対象としないもの

熊本市情報公開条例により開示してはならないとされているもの。

- (1) 熊本市情報公開条例 7 条第 2 号に規定する特定の個人が識別されうる情報等（児童福祉法の理念に基づき、また子どもの人権とプライバシーを守るため、「特定の個人を識別することができることとなる」情報の範囲の検討は十分慎重に行う。）
- (2) 熊本市情報公開条例 7 条 4 号のイに規定する法人に関する情報であって、市長からの要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供された情報で、その公にしない理由が合理的であると認められるもの。
- (3) 熊本市情報公開条例 7 条 7 号に規定する国等が行う事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

3 公表（開示）の対象期間

専門部会に報告され審議・確認が行われた令和 7 年度（2025 年度）の事例件数を公表（開示）の対象とする。

なお、件数の整理上、基準日については、令和 8 年（2026 年）3 月 31 日とする。

(参考)

熊本市情報公開条例（抄）

(不開示情報)

第7条 次に掲げる情報は、開示してはならない。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 略

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5)～(6) 略

(7) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるお

それその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ